

別紙

静岡県指定文化財指定解除報告

	種 別	名 称	員数	指定解除の理由	指定日・指定番号 解除日	所在地	所有者
1	無形民 俗文化 財	沼田の湯立 神楽		文化財保護法第78条第1 項の規定により重要無形民 俗文化財に指定されたため 県文化財保護条例第25条 第5項(※)	(指定日・指定番号) 昭和42年10月11日 第320号 (解除) 令和4年3月23日付 け官報第699号の告 示による	御殿場市沼田237 子神社	沼田の湯立神楽保 存会

※保護条例第25条第5項 指定有形民俗文化財又は指定無形民俗文化財について法第78条第1項の規定による重要有形民俗文化財又は重要無形民俗文化財の指定があつたときは、当該指定有形民俗文化財又は指定無形民俗文化財の指定は、解除されたものとする。